

事業等名	「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」(地方拠点強化税制)		融資・税制優遇
▼こんなときに	県内への本社機能の移転・拡充に伴い、事務所・研究所・研修所の新增設、賃借等をしようとするとき		
▼こんな支援が受けられます	<p>◎滋賀県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けた事業者が対象となります。</p> <p><主な支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> 建物等の取得価額に対する税制優遇措置(オフィス減税) 特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除の適用を受けることができます。 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置(雇用促進税制) 特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。 地方税の優遇措置(令和6年度以降は未定) 事業税(移転型事業のみ)および不動産取得税について、地方税の課税免除または不均一課税の適用を受けることができます。 <p>条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。</p>		
申請期間等	計画開始前(新增設の場合は建物の着工前、賃貸の場合は賃貸借契約締結前)に県の認定が必要		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係 TEL: 077-528-3792 E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html		

事業等名	滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定	経営・商品・サービス等の「認定・登録」		
▼こんなときに	新製品・新技術の研究開発やその成果の事業化のための事業計画について認定を受けたいとき			
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます	<p>○新製品・新技術の研究開発やその事業化への取組を記載された「チャレンジ計画」の認定を受けると、次のような支援策があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な支援策</td> <td> ①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資] </td> </tr> </table>		主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資]
主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資]			
申請期間等	通年 ※審査会の開催時期等につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。			
問い合わせ先	商工観光労働部 イノベーション推進課 近未来技術・スタートアップ推進係 TEL: 077-528-3794 E-mail: fd0002@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html			

事業等名	滋賀県リサイクル製品認定制度	経営・商品・サービス等の「認定・登録」
▼こんなときに	廃棄物等を資源として製造されたりリサイクル製品について、認定を受けたいとき	
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます	<p>県内で発生する循環資源を利用し、主に県内事業所で製造加工された製品について、「滋賀県リサイクル認定製品」として認定します。認定を受けた製品に対する滋賀県の取組は以下のようなものが挙げられます。(取組のうちの一部を抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定証を付与するとともに、県ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行い、普及啓発を図ります。 ○公共工事等を通じて自ら率先利用に努めます。 ○認定事業者は、認定製品に滋賀県リサイクル認定製品である旨の表示をすることができます。 <p>☆留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に全国流通している物や用途が一般化している製品は対象から除きます。 ○県が製造業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。 	
申請期間等	随時募集中(※審査のため認定まで時間を要します。申請前にご相談ください。)	
問い合わせ先	滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 資源循環推進係 TEL: 077-528-3472 E-mail: df00530@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html	

事業等名	滋賀県新商品等パイオニア認定制度	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
開発した新商品等について、認定を受けたいとき		
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます		
認定の要件	次のいずれも適合する商品等 ①新規性を有するもの ②技術の高度化等が認められるもの ③県での使用が見込まれるもの	
認定の効果	①県で商品等を発注するなど、通常の入札制度によらない随意契約による契約が可能 ②県ホームページでの公表等によるPR ③「滋賀県新商品等パイオニア認定商品トライアル支援事業補助金」の申請が可能 ※①については、発注を約束するものではありません。 ※②については、補助金の交付を約束するものではありません。	
申請期間等	決定後、県ホームページにてお知らせします。詳しくは下記ホームページをご確認ください。	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 商業支援係 TEL：077-528-3731 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/17972.html	

事業等名	近江の地酒おもてなし推進店制度	NEW!	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに			
近江の地酒を取り扱う事業者がお店のPRをしたいとき			
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます			
<p>近江の地酒を継続的に取り扱っている事業者が「近江の地酒おもてなし推進店」に登録すると、次のような支援が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • お店の情報が滋賀県のホームページ等で掲載される。 • 「近江の地酒おもてなし推進店」であることがわかる登録ステッカーや木材のミニプレートが交付される。 • 「近江の地酒おもてなし推進店」向けのセミナーを受講することができ、滋賀の地酒や食文化などについての知識を深められる。 • 滋賀県が取り組む「おいしがうれしがキャンペーン」に同時登録ができる。 			
申請期間等	随時募集中		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 観光振興局 TEL：077-528-3743 E-mail：ff0001@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/333834.html		

事業等名	びわ湖カーボンプレジット登録制度	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
びわ湖カーボンプレジットを創出・活用する取組を行ったとき プレジットを創出・活用した取組をPRしたいとき		
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます		
びわ湖カーボンプレジットの創出および活用の取組を「県の登録制度」として登録を行うことで、事業者等の取組の信頼性を高め、更なる普及促進を図ります。		
登録対象	滋賀県産のJ-クレジット「びわ湖カーボンプレジット」を、 ①創出するもの ②活用（購入）するもの	
登録の効果	①県ホームページでの公表等によるPRおよびマッチング促進 ②登録認定書の贈呈（発行手数料無料） ③県産材で作成して登録楯を贈呈（発行手数料無料）	
申請期間等	通年	
問い合わせ先	滋賀県 総合企画部 CO ₂ ネットゼロ推進課 TEL：077-528-3494 E-mail：cg01@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://zeronavi.shiga.jp/company/carbon-credit/subscribe/	

事業等名	経営革新計画の承認		経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに			
新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき			
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます			
新しい商品の開発やその生産等の方式の計画について、「経営革新計画」の承認を受けると、次のような支援策があります。			
主な支援策	①信用保証の特例 ②政府系金融機関による低利融資制度 ③滋賀県の政策推進資金（事業継続・新事業促進枠）		など
※計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。 詳細は中小企業庁ホームページ「経営革新」で検索			
申請期間等	随時募集中 ※詳しくは県ホームページをご確認ください。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 商業支援係 TEL：077-528-3731 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/316732.html		

事業等名	滋賀県女性活躍推進企業認証制度/ 滋賀県イクボス宣言企業登録制度		経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに			
自社の女性活躍推進の取組やイクボス推進の取組をPRしたいとき			
▼認証を受けたり登録をすることで、こんな支援が受けられます			
○県ホームページでの公表等によるPR（認証制度・イクボス宣言） ○滋賀県の建設工事入札参加資格審査における加点（認証制度） ○滋賀県が行う公共調達での優遇（認証制度） ○商工中金「SHIGA女性元気ローン」による優遇利率での融資（認証制度） など ※ローンの利用には審査があります。			
申請期間等	随時		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 女性活躍推進課 活躍推進係 TEL：077-528-3772 E-mail：katsuyaku@pref.shiga.lg.jp 滋賀県女性活躍推進企業認証制度： https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/11618.html 滋賀県イクボス宣言企業登録制度： https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300160.html		 

事業等名	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度		経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに			
自社のワーク・ライフ・バランスの取組をPRしたいとき			
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます			
登録の要件	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること		
登録の効果	①県ホームページでの公表等によるPR ②滋賀県の建設工事入札参加資格審査における加点 ③滋賀県の実施するプロポーザル審査における加点		
申請期間等	随時		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係 TEL：077-528-3751 E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	滋賀県サイクリストにやさしい宿認定制度		NEW!	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに				
サイクリストを始めとした観光客などの宿泊者を呼び込もうとするとき				
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます				
ウェブサイト等において広報・PRを実施します。				
対象施設	滋賀県内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を受けているものに限る。） ※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設は対象外。			
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を客室等安全な場所で保管できること ・手荷物の一時的預かり対応ができること ・空気ポンプ・工具セットの貸出ができること 等 ※詳しくは、下記ホームページをご確認ください。			
申請期間等	随時			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 観光振興局 ビワイチ推進室 TEL：077-528-3746 E-mail：biwaichi@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kanko/323443.html			

事業等名	中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制、金融支援 および所在不明株主に関する会社法の特例		経営・商品・サービス等の 「認定・登録」	
▼こんなときに				
事業承継に伴う贈与税および相続税の猶予や資金調達、所在不明株主からの株式買取り等を考えているとき				
▼県知事認定を受けることで、こんな支援が受けられます				
○事業承継税制 後継者が非上場会社の株式や事業用資産等を贈与または相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。 なお、特例措置における特例承継計画は令和8年3月31日まで提出可能です。				
○金融支援 経営者の死亡・退任および第三者による承継に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。				
主な支援策	①信用保証協会の保証 ②日本政策金融公庫の特別支援 ③滋賀県の政策推進資金（事業承継枠）[制度融資]			
※各種認定は支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。				
○所在不明株主に関する会社法の特例 認定後一定の手続き（※）を経ることで、所在不明株主からの株式買取り等に要する手続き期間を「5年」から「1年」に短縮できる制度です。 ※異議申述手続および裁判所の許可が必要となります。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL：077-528-3732 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/16948.html			

事業等名	技能向上セミナー		研修会・講習会	
▼こんなときに				
事業主の方が、従業員に技能向上のための研修を受講させたいとき				
▼こんな支援が受けられます				
技能の向上のための研修の実施	機 械 系	普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど		
	溶 接 系	アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など		
	電 気 系	第一種電気工事士試験準備、第二種電気工事士試験準備など		
	制 御 系	有接点リレーシーケンス制御、制御活用機器、油圧・空気圧制御技術など		
	電子・情報系	プログラミング基礎技術、IoT機器製作の為のシステム開発、Java入門など		
申請期間等	2日～4日間のセミナーを年間を通して実施 ※詳しくは下記ホームページをご確認ください。			
問い合わせ先	滋賀県立高等技術専門校 E-mail：kogisen@pref.shiga.lg.jp 米原校舎（テクノカレッジ米原） TEL：0749-52-5300 草津校舎（テクノカレッジ草津） TEL：077-564-3296 ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/			